

産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準との比較表

区分	産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準	中間処理施設（A 廃液・BC 廃液の焼却施設）の構造
共通基準	第十二条の六 一 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が該当施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	廃棄物は製造工程から発生する廃液であり、組成は一定しています。計量は貯蔵タンクについて液面計で計量を2時間毎に行います。又、廃棄物の性状の分析を1回/月行います。
	二 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	処理量を調整するため、自動弁、流量計を設け処理能力を超えた場合には、自動的に処理量を制限して処理能力を超えないようにします。（別紙「非常時の想定と処置内容」1、2参照）
	三 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	焼却施設の周囲には、 $h=150\text{mm}$ の流出防止堤を設け、廃棄物が施設の外へ流出するのを防止します。（別紙「配置図」「防液堤容量計算書」参照） 又、流出等の異常発生時には、施設の運転を中止し、廃棄物の回収作業を行い、原因の解明と再発防止対策を講じます。
	四 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	添付、維持管理マニュアルに従い点検、機能検査を定期的に行います。（別紙「定常運転時の性能検査及び測定内容」参照）
	五 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な装置を講ずること。	保管施設より移送はポンプに依る密閉圧送で、飛散、流出及び悪臭の発散を防止します。
	六 蚊、はえ等の発生防止に努め、構内の清潔を保持すること。	処理施設内の床はコンクリート床とし、雨水、廃棄物等が滞留しないように傾斜をつけます。
	七 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	騒音、振動を発生するおそれのあるものとして、ブロワー、コンプレッサーがありますが、これらは、鉄筋コンクリート基礎上に設置し、建屋内に収納し周囲の環境を損なわないようにします。
	八 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	排水は中間処理施設内で中和処理後、その他の工場排水と合流したところで、PHを継続的に測定管理しています。また、1日1回サンプリングをしてCODの測定を実施します。（別紙「非常時の想定と処置内容」3参照）
	九 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること	点検、検査記録を作成し、三年間保存します。
個別基準	第十二条の七 5 一 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設にあっては、千百度）以上に保つこと。	焼却炉下部に熱電対温度計を設備し、焼却炉出口温度がおおむね1000℃となる様に焼却炉頂部に設けた助燃料装置で、炉内温度の調整を行います。但し、助燃料装置にてA廃液を所定量焼却すると炉内温度が1000℃を超えてしまうため、冷却水を噴霧して炉内温度が1000℃になる様に調節します。また、万一A廃液の発熱量が不足して炉内温度が1000℃に満たない場合はA重油を添加し、1000℃になる様にします。（別紙「非常時の想定と処置内容」4参照）
	三 令第七条第五号に掲げる施設及び同条第十二号に掲げる施設（廃PCB等及びPCB処理物の焼却施設に限る）にあっては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第五項第二号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに措置を講ずること	廃油の保管施設及び処理施設廻り以下消防法に準じた流出防止堤を設けます。（別紙「保管タンクの漏洩対策」参照）又、床はコンクリート床とし、廃油の浸透を防止します。1回/月目視により点検を行い流出防止堤に異常を認めた場合には速やかに修復するものとします。

産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準との比較表

区分	産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準	中間処理施設（A廃液・BC廃液の焼却施設）の構造
第四条の五	二 焼却施設にあっては、次のとおりとする。	
	ロ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの厚生大臣が定める焼却施設にあっては、この限りではない。	焼却炉は、外部と遮断された構造とします。 又、A廃液・BC廃液の配管には流量計と調節弁を設置し、焼却炉への投入量を調節します。
	ニ 焼却灰の熟しやく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。	焼却温度1000℃、炉内滞留時間2秒以上とし、有機物を完全酸化分解させます。
	ホ 運転を開始する場合は、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転を開始する際の焼却炉の昇温にはA重油を使用します。 A廃液を所定量焼却すると炉内温度が1000℃を超えてしまうため、冷却水を噴霧して、炉内温度が1000℃となる様に調節します。また、万一A廃液の発熱量が不足して炉内温度が1000℃に満たない場合はA重油を添加し、1000℃になる様にします。
	ヘ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	焼却炉の運転を停止する場合は、BC廃液の投入を停止し、また助燃料をA重油のみとしたのち、1000℃から1050℃程に炉内温度を上げて1時間程保持し、廃棄物を燃焼し尽くします。
	ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	焼却炉下部に熱電対温度計を設置し、記録計を設けます。
	チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りではない。	燃焼ガスは、焼却炉出口でクエンチャーにより一気に100℃以下(約88℃)まで冷却します。 (別紙「非定常時の想定と処置内容」5参照)
	リ 集じん器に流入する燃焼ガス温度(チのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。	チャンバー出口排ガス温度を測定し、記録計に取り入れます。
	ヌ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	排ガスを湿式処理していますので、ばいじんは、冷却設備、排ガス処理設備にたい積しません。
	ル 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下になるようにごみを焼却すること。	焼却温度1000℃、炉内滞留時間を2秒以上とり有機物を完全酸化分解させます。 (別紙「非定常時の想定と処置内容」6参照)
	ヲ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	連続測定のできる一酸化炭素濃度計を設置し測定値を記録計に取り入れます。
	ヲ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下になるようにごみを焼却すること。	焼却温度1000℃、炉内滞留時間を2秒以上とり有機物を完全酸化分解させます。 (一時間当たりの処理能力が二トン未満のもの 5ng/Nm³)

産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準との比較表

区分	産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準	中間処理施設（A廃液・BC廃液の焼却施設）の構造
	カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、及び窒素酸化物に係わるものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	本維持管理マニュアルにしたがい測定、記録をします。
	ヨ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	焼却温度1000℃、炉内滞留時間を2秒以上とり、有機物を完全酸化分解をさせます。また、排ガスはばい煙処理設備により、生活環境保全上の支障が生じないように排出します。
	タ 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガスの洗浄及び冷却を行った水は、オーバーフロー水が密閉配管により循環水ビッドに流入するため飛散及び流出することはありません。
	レ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあつては、この限りではない。	燃焼ガスを湿式処理していますので、ばいじんと焼却灰に分離は出来ません。ばいじん(NaCl)は、水溶性物質のため水に溶解し公共下水道に放流されます。
	ネ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	万一の火災に備えて、消火器を設置します。 (別紙「消火器配置図」参照)